

# 宿 泊 約 款

2022年7月1日改訂



# 宿 泊 約 款

## (適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定め予め提示した申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき

(2) 満室により客室の余裕がないとき

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

(4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

(6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(8) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき(神奈川県旅館業法施行条例第5条第1号)

(9) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき(神奈川県旅館業法施行条例第5条第2号)

(10) 所持品等から虫等の発生のおそれが認められるとき、その他前各号に準じる事由が認められるとき

2 当ホテルは、宿泊しようとする者が次の(1)から(3)に該当すると認められるときは、宿泊契約を締結いたしません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

(2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

(3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき
  - (2) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
  - (3) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
  - (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
  - (6) 宿泊客が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき(神奈川県旅館業法施行条例第5条第1号)
  - (7) 宿泊客が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき(神奈川県旅館業法施行条例第5条第2号)
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき
  - (9) 所持品等から虫等の発生のおそれが認められるとき、その他前各号に準じる事由が認められるとき
- 2 当ホテルは、宿泊客が次の(1)から(3)に該当すると認められるときは、宿泊契約を解除いたします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(宿泊客によるみなし解除)

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

- (1) 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないとき
  - (2) 宿泊客が届け出た連絡先に対する連絡に対して宿泊客が応答しない場合
  - (3) 宿泊客が届け出た連絡先が事実と異なる場合
- 2 前項により宿泊契約が宿泊客により解除されたものとみなされた場合、当ホテルは、第6条第2項に基づき違約金を申し受けます。
- 3 第1項により宿泊契約が宿泊客により解除されたものとみなされた場合、宿泊客が当ホテルに宿泊できないことに関連していかなる損害(当ホテルへの交通費、他のホテルとの宿泊料差額や手数料を含みますが、これに限られません。)が生じたとしても、当ホテルは責任を負いません。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、前項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。宿泊客が時間外使用をした場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間ごとに、1名様あたり1,600円
- (2) 午後2時以降は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第12条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

フロント・キャッシャー等サービス時間:

- |           |      |
|-----------|------|
| ○門 限      | なし   |
| ○フロントサービス | 24時間 |

(料金の支払い)

- 第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
  - 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第14条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。また、それが当ホテルの故意又は重大な過失によるものでないときは、当ホテルの加入する旅館賠償責任保険により支払われる保険金の額を上限とします。
- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第15条 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊客に契約した客室を提供できないときは、他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊客に契約した客室を提供できない場合に、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない場合、それが当ホテルの故意又は重大な過失によるものでないときは、当ホテルの加入する旅館賠償責任保険により支払われる保険金の額を上限として、これにより宿泊客に生じた損害を賠償します。

(寄託物等の取扱い)

- 第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの故意又は重大な過失によるものでないときは、当ホテルの加入する旅館賠償責任保険により支払われる保険金の額を上限とします。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの故意又は重大な過失によるものでないときは、当ホテルの加入する旅館賠償責任保険により支払われる保険金の額を上限とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に従って対応します。ただし、飲食物、一部又は全部を使用済みの消耗品、その他宿泊客が所有権を放棄したものと合理的に判断される物については、チェックアウト時に直ちに廃棄します。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車の責任)

第18条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

2 前項にかかわらず、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの故意又は重大な過失によるものでないときは、当ホテルの加入する旅館賠償責任保険により支払われる保険金の額を上限とします。

#### (宿泊客の責任)

第19条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。ただし、宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、次に掲げる場合を含みますが、これらに限られません。

- (1) 客室又は当ホテルを破損又は汚損した場合(同行した子どもによる行為を含みます)
- (2) 備品又は設備を破損若しくは汚損した場合、又は持ち出した場合
- (3) 当ホテルの事前の許可を得ずに動物を持ち込んだ場合
- (4) 客室に臭気を付着させた場合
- (5) 禁煙スペースにおいて、喫煙し又は煙草の吸殻を廃棄した場合
- (6) 他の宿泊客に迷惑をかけ、当ホテルが対応を余儀なくされた場合
- (7) 宿泊客以外の者を客室に立ち入らせた場合
- (8) この約款又はご利用規則に違反した場合

2 前項に基づく損害賠償の額は、当ホテルが直接又は間接に被った一切の損害額とし、逸失利益及び弁護士費用を含むものとします。

3 第1項(1)から(7)の場合、損害賠償の額は、原則として次のとおり算定するものとします。ただし、前項に基づく損害賠償額を制限するものではなく、当ホテルが実際に被った損害額が本項に基づく算定額を上回る場合は、当ホテルが実際に被った損害額を賠償して頂きます。

- (1) 第1項(1)の場合 修繕又は清掃等に要する一切の費用、宿泊可能な状態に回復するまでに要した日数分の室料相当額、及び、苦情対応等に要した一切の費用(当ホテルの算定したスタッフの人件費を含みます)。ただし、破損の程度が著しい場合、又は、汚物、血液若しくは着色性の物質等による著しい汚損がなされた場合、その最低額を10万円とします。
- (2) 第1項(2)の場合 同等の備品又は設備の新調及び設置等に要する一切の費用、宿泊可能な状態に回復するまでに要した日数分の室料相当額、及び、苦情対応等に要した一切の費用(当ホテルの算定したスタッフの人件費を含みます)。
- (3) 第1項(3)、(4)及び(5)の場合 清掃及び脱臭等に要する一切の費用、宿泊可能な状態に回復するまでに要した日数分の室料相当額、及び、苦情対応等に要した一切の費用(当ホテルの算定したスタッフの人件費を含みます)。
- (4) 第1項(6)の場合 苦情対応等に要した一切の費用(当ホテルの算定したスタッフの人件費を含みます)。
- (5) 第1項(7)の場合 立ち入らせた者の人数について宿泊期間全日分の室料相当額、及び、苦情対応等に要した一切の費用(当ホテルの算定したスタッフの人件費を含みます)。

#### (個人情報の取り扱い)

第20条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

#### (言語)

第21条 この約款及び利用規則は、日本語を正文とします。日本語版と翻訳版とに不一致がある場合、日本語版が優先するものとします。

#### (宿泊約款及び利用規則の改定)

第22条 この約款及び利用規則の内容は改定する場合があります。改定の効力は、改定の際に当ホテルの定めた効力発生時期に発生します。なお、改定後の内容は、効力発生時期までに適宜の方法で周知します。

2022年7月1日改訂

# ご利用規則



当ホテルでは、お客様に快適かつ安全にご滞在いただけるよう、宿泊約款第11条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、前記約款第7条に基づき、ご宿泊又はホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ責任をお取りいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 館内では3階スモークルーム以外は全禁煙です。ベランダ・浴室での喫煙もご遠慮ください。喫煙された形跡を発見した場合、特殊清掃費用として、1泊2万円に加えて必要経費を頂戴しております。
2. 客室エリアへの宿泊者様以外の立ち入りは禁止されております。宿泊者様以外との面会には1階総合ロビーをご利用ください。
3. ホテル外に飲食物のデリバリーを注文いただくことは可能です。ただし、商品の受け渡しは玄関及び1階総合ロビーのみとしていただき、配達員とのやりとり・飲食物の受取はご自身にて行っていただくようお願いいたします。
4. お会計は、原則としてご到着時、お部屋の入室前をお願いしております。ご予約されたプラン内容によって、ご予約時に申し受けることもございます。
5. 客室バルコニー及び非常階段には、緊急避難の場合以外は絶対にお出にならないでください。
6. 当ホテルは静かな界限にございますため、音が響きやすくなっております。大声での会話や大きすぎるテレビ音・音楽などはお控えください。静かにしていただくようお願いしても応じていただけない場合、退去いただくことがございます。その他、合理的な必要がある場合はやむを得ず退去をお願いすることがございます。
7. お部屋および施設を汚損した場合、必ずお申し出ください。なお、必要に応じてホテル指定業者による原状回復費用を申し受けます。
8. 救急車・警察などを呼ばれたい場合、可能な限りフロントまで事前にお知らせください。事前の連絡を行えないやむを得ない場合にも、病院・警察等との連携の必要がありますので、事後的に必ずフロントまでご連絡ください。
9. 万一、事故防止の必要がある場合その他必要性の認められる場合には、事前の連絡なくお部屋への立ち入りやお荷物の開披を行わせていただくことがございます。
10. お部屋のご指定に関しては、可能な限りでの対応をさせていただきます。ご希望に添えない場合もありますので、何卒ご了承ください。
11. 保管に大きな空間の必要な荷物や、保管に冷蔵など特殊条件を要するお荷物のお預かりはお断りさせていただきます。
12. お皿やグラス、カトラリー類のお貸出を承っております。ご希望の場合は、フロントまでお申し付けください。なお、調理等は承っておりませんので、ご自身にてお願いいたします。
13. 駐車場にて発生した事故等に関して、当ホテルは一切の責任を負いません。
14. 客室内に、暖房用、炊事用の火気及びアイロン等を持ち込み、使用なさらないでください。
15. ホテル内に次のような物をお持ちいただくのはご遠慮ください。
  - (1) 動物、鳥類などのペット類
  - (2) 著しく悪臭を発生するもの
  - (3) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
  - (4) 銃砲刀剣類
  - (5) 害虫や伝染病の発生の可能性のあるもの
16. ホテル内で賭博及び風紀を乱すような行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動、行為等はなさらないでください。
17. 客室やロビーを事務所又は展示室代わりにご使用にならないでください。
18. ホテル内で、他のお客様に広告物を配布するような行為はなさらないでください。
19. お預かり品、洗濯物の保管は1ヶ月までとさせていただきます。なお、ご連絡をいただくことなく保管期間を経過したときは、所有権を放棄されたものとして、当方にて処分させていただきます。この場合、処分にかかった経費をご請求させていただきます。
20. 館内の諸設備及び諸物品について、その目的以外の用途にはご使用なさらないでください。また、他の場所へ移動することもご遠慮いただきますようお願いいたします。万一、館内の諸設備及び諸物品を持ち出された場合、損害賠償を請求させていただきます。
21. 客室の延長利用のご要望には応じられない場合がございます。延長利用をご希望の場合は、予めフロントにお問合せください。
22. ホテルの外観を損なうようなものを窓際に置かないでください。
23. ホテル内のレストランの営業時間は、都合により変更されることや、貸切営業のためご利用頂けない場合がございます。詳細は各レストラン又はフロントにお問合せください。

**別表第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項及び第13条第1項関係）**

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	(1)宿泊料金	① 基本宿泊料（室 料） ② サービス料 ①×10% ③ 消 費 税
	(2)追加料金	④ 飲食料及びその他の利用料金 ⑤ サービス料 ④×10% ⑥ 消 費 税

**別表第2 違約金（第6条第2項関係）**

違約金は下記の表による。ただし、宿泊客が用いた宿泊予約サイト又は宿泊プランにおいて異なる違約金の定めがある場合は、当該違約金の定めを優先して適用する。

契約解除の通知を受けた日		連絡なく不泊・当日	前 日
契約申込人数			
一 般	4室まで	100%	80%

団 体	7日前～当日			14日前～8日前			29日前～15日前			予約日～30日前		
	予約室数の 50%以上の 室数減	予約室数の 20～49% の室数減	予約室数の 19%以下の 室数減	予約室数の 50%以上の 室数減	予約室数の 20～49% の室数減	予約室数の 19%以下の 室数減	予約室数の 50%以上の 室数減	予約室数の 20～49% の室数減	予約室数の 19%以下の 室数減	予約室数の 50%以上の 室数減	予約室数の 20～49% の室数減	予約室数の 19%以下の 室数減
5～9室	100%	90%	80%	70%	50%	30%	50%	30%	0%	20%	10%	0%
10～29室	100%	90%	80%	80%	50%	30%	60%	30%	0%	30%	20%	0%
30～49室	100%	100%	100%	80%	80%	70%	70%	40%	20%	40%	20%	10%
50室以上	100%	100%	100%	80%	80%	80%	80%	50%	30%	50%	30%	20%